

## ■義援金、一般寄附金について

七ヶ浜町では、一日も早い復興を目指し、義援金、一般寄附金を募集いたします。

なお、七ヶ浜町役場を名乗り「義援金を××口座に振り込んでほしい」など、詐欺と思われる電話があったとの情報提供がありました。義援金口座を再確認していただくなど、十分ご注意くださいようお願いいたします。

**義援金とは**、災害による被災者に向けた義援金となります。後日、義援金配分委員会等の立ち上げて、被災者の被災状況などにより分配するものです。したがって、全て被災者へ配分されるものとなり、被災者への支援となります。

**一般寄附金とは**、町の一般財源として様々な行政活動の財源として活用できるものです。したがって、損壊した公共施設(学校、体育館、町道など)の修繕や復興に向けた行政活動に充てることになり、地方公共団体に対する支援となります。

上記の義援金と一般寄附金の違いをご理解のうえ、義援金の場合は下記口座にお願いします。一般寄附金の場合は申込が必要になりますので、振り込み前に財政課までメールにてご連絡ください。

### ●義援金専用口座

銀行名:七十七銀行  
支店名:七ヶ浜支店  
口座種別:普通預金  
口座番号:9000887  
口座名義:七ヶ浜町会計管理者 阿部真也

### ●一般寄附金

七ヶ浜町財政課メールアドレス: [zaisei@shichigahama.com](mailto:zaisei@shichigahama.com)

## 注意事項

・義援金の振込みについては、七十七銀行各店及び全国の地方銀行の「窓口」での振込手数料が免除されます。なお、ATM、インターネットでの振込・振替の場合には手数料がかかりますのでご注意ください。

・義援金と一般寄附金は、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号の規定に基づく寄附金控除(5千円を超える分について)として扱われます。

・銀行振込により、義援金及び一般寄附金を送金いただいた場合は、控えとしてお手元に残る振込金受取書(受領書)の原本にこのPDFの写しを添付し、寄附金控除等を受けるための受領書(証明書)にかえることができます。